

大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針に基づく地域の基準

平成18年2月1日

平成28年3月16日一部改正

栃木県産業労働観光部経営支援課

大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針（平成19年経済産業省告示第16号。以下「指針」という。）に基づく栃木県における地域の基準を次のとおりとする。

1 駐車場の必要台数の確保

指針二の1の(1)の①に規定する大規模小売店舗を設置する者が確保することを要する駐車場の必要台数の計算式については、指針の定めにかかわらず、次のとおりとする。

ただし、この基準に基づき算出した必要駐車台数が、指針に基づき算出した必要駐車台数を上回る場合には、指針に基づき算出した必要駐車台数によるものとする。

$$\begin{aligned}
 \text{「必要駐車台数」} &= \text{「小売店舗へのピーク1時間当たりの自動車来台数」} \\
 &\quad \times \text{「平均駐車時間係数」} \\
 &= \text{「一日の来客（日来客）数（人）」} \left(\text{「A：店舗面積当たり日来客数} \right. \\
 &\quad \text{原単位（人／千㎡）} \times \text{「}\alpha\text{：補正係数」} \times \text{「当該店舗面積」（千㎡）} \\
 &\quad \times \text{「B：ピーク率（％）」} \\
 &\quad \times \text{「C：自動車分担率（％）」} \\
 &\quad \div \text{「D：平均乗車人員（人／台）」} \\
 &\quad \times \text{「E：平均駐車時間係数」}
 \end{aligned}$$

1) 指針に次の補正係数の表を追加する。

α：補正係数	
業態分類	補正係数
ホームセンター	0.7
総合スーパー	0.8
その他上記に含まれないもの	1.0

（無単位）

注）業態分類は、「商業統計調査」に準拠する。

2) 自動車分担率については、次の表のとおりとする。

C：自動車分担率		
	商業地区	その他地区
人口40万人以上 100万人未満	12.5+0.055L（L<500）	85
	40（L≥500）	
人口10万人以上 40万人未満	37.5+0.075L（L<300）	90
	60（L≥300）	
人口10万人未満	40+0.1L（L<300）	90
	70（L≥300）	

3) 平均乗車人員については、次の表のとおりとする。

D：平均乗車人員	
店舗面積	乗車人員
5,000 m ² 未満	1.5
5,000 m ² 以上 20,000 m ² 未満	$(40+S) \div 30$
20,000 m ² 以上	2.0

4) 平均駐車時間係数については、次の表のとおりとする。

E：平均駐車時間係数	
店舗面積	駐車時間係数
20,000 m ² 未満	$(30+5.5S) \div 105$
20,000 m ² 以上	1.33

2 留意事項等

小売業者の変更等により、例えばホームセンターから食品スーパーに変更になる場合等業態区分に変更があり必要駐車台数が増加する場合は、追加で駐車場を確保しなければならない。

また、駐車場は、周辺環境への影響を緩和するため、極力緑化に努めることが必要である。

3 施行日

平成 18 年 4 月 1 日

附 則

この基準は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。